

**平成22年度
厚生年金保険・国民年金事業の概況**

平成23年12月
厚生労働省年金局

平成22年度厚生年金保険・国民年金事業の概況

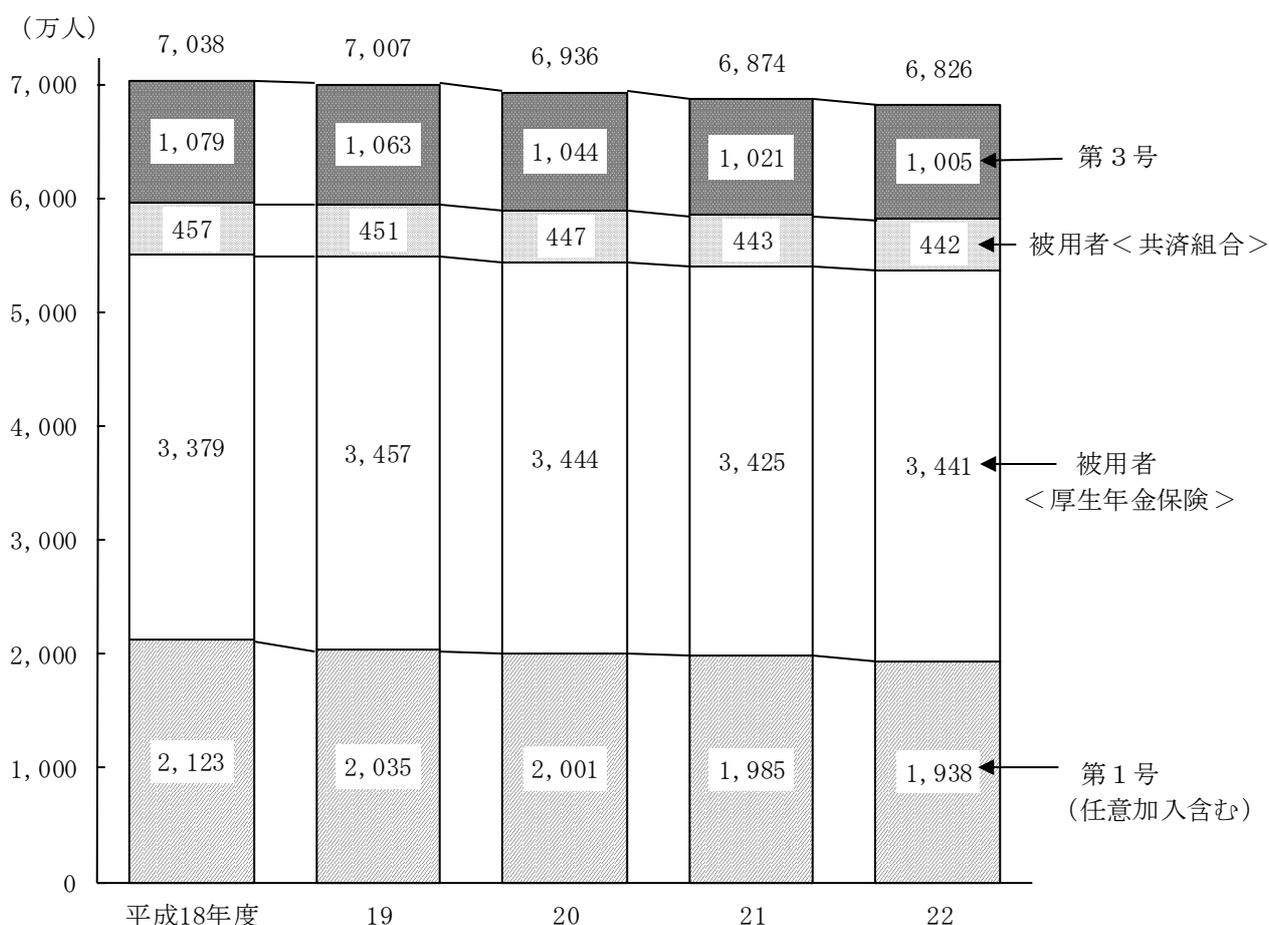
I. 公的年金制度の概況

(1) 適用状況

- 公的年金加入者数は、平成22年度末現在で6,826万人となっており、前年度末に比べ48万人(0.7%)減少している。
- 国民年金の第1号被保険者数(任意加入被保険者を含む。)は、平成22年度末現在で1,938万人となっており、前年度末に比べ47万人(2.4%)減少している。
- 被用者年金被保険者数(厚生年金保険及び共済組合の加入者数)は、平成22年度末現在で3,883万人(うち厚生年金保険3,441万人、共済組合442万人)となっており、前年度末に比べ15万人(0.4%)増加している。
- 第3号被保険者数は、平成22年度末現在で1,005万人となっており、前年度末に比べ16万人(1.6%)減少している。

注 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

図1 公的年金加入者数の推移(年度末現在)



- 公的年金加入者の総数を男女別にみると、男子は3,511万人となっており、前年度末に比べ19万人(0.5%)減少している。また、女子は3,315万人となっており、前年度末に比べ29万人(0.9%)減少している。

表1 男女別 公的年金加入者数

(平成22年度末現在、単位：万人)

	総数	第1号被保険者	被用者年金被保険者 (第2号被保険者等)		第3号被保険者
			厚生年金 保 険	共済組合	
総数	6,826	1,938	3,441	442	1,005
男子	3,511	992	2,224	284	11
女子	3,315	947	1,217	158	993

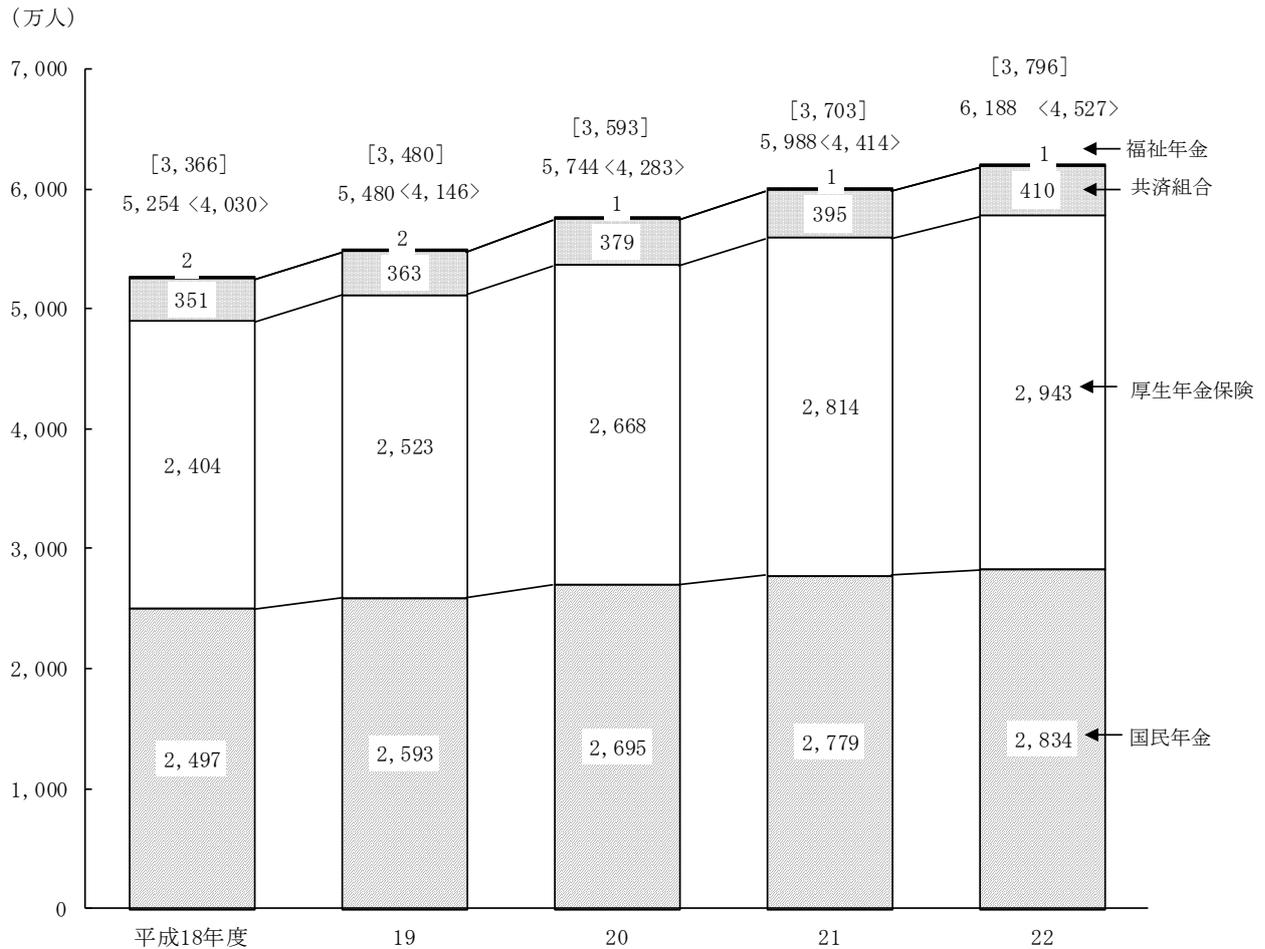
注1. 第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。

2. 「被用者年金被保険者」は、国民年金第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する被保険者を含む。

(2) 給付状況

- 公的年金受給者数（延人数）は、平成22年度末現在で6,188万人となっており、前年度末に比べ200万人（3.3%）増加している。
- 重複のない公的年金の実受給権者数は、3,796万人（福祉年金受給権者を含む。）であり、前年度末に比べ93万人（2.5%）増加している。

図2 公的年金受給者数の推移（年度末現在）



注1. < >内は厚生年金保険と基礎年金（同一の年金種別）を併給している者の重複分を控除した場合の受給者数である。

注2. []内は重複のない実受給権者数である。

- 公的年金受給者の年金総額は年々増加しており、平成22年度末現在では51兆1千億円と、前年度末に比べ9千億円（1.7%）増加している。

表2 公的年金受給者の年金総額の推移

（年度末現在、単位：億円）

	総数	国民年金	厚生年金保険	共済組合	福祉年金
平成18年度	465,444	158,168	242,932	64,245	98
19	474,395	165,637	244,254	64,436	69
20	488,658	173,646	249,461	65,504	47
21	502,554	180,421	255,333	66,768	32
22	511,332	185,352	258,761	67,199	21

注1. 上記の受給者の年金総額とは、年度末現在の受給者について、その時点で決定済の年金額（年額）を合計したものである。また、年金額には一部支給停止されている金額を含む。

2. 共済組合の数値には、職域加算部分を含む。

II. 厚生年金保険

(1) 適用状況

- 平成22年度末現在の適用事業所数は174万9千事業所であり、前年度末に比べて5千事業所（0.3%）減少している。
- 被保険者数は、平成22年度末現在で3,441万人となっており、前年度末に比べて16万人（0.5%）増加している。男女別にみると、男子は2,224万人（対前年度末比5万人、0.2%増）、女子は1,217万人（対前年度末比12万人、1.0%増）となっている。
- 育児休業期間中の保険料免除者数は、平成22年度末現在で18万人であり、前年度末に比べて2万人（12.3%）増加している。男女別にみると、男子は9百人（対前年度末比5百人増、2.2倍）、女子は17万9千人（対前年度末比1万9千人、12.0%増）となっている。

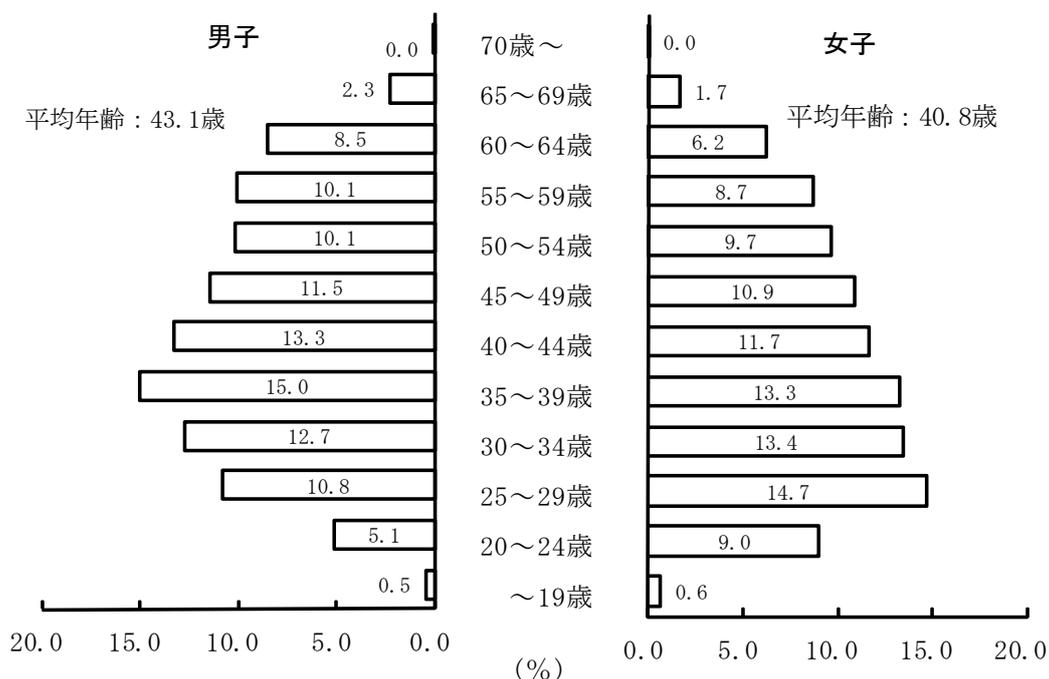
表3 厚生年金保険の適用状況の推移

	事業所数 (千か所)	被保険者数(万人)			育児休業保険料免除者数(人)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成18年度	1,681	3,379	2,214	1,166	111,159	305	110,854
19	1,716	3,457	2,254	1,203	128,678	377	128,301
20	1,740	3,444	2,238	1,207	144,790	388	144,402
21	1,754	3,425	2,219	1,205	160,478	433	160,045
22	1,749	3,441	2,224	1,217	180,271	944	179,327

- 注1. 事業所数には船舶所有者を含む。
 2. 男子には船員・坑内員を含む。

- 平成22年度末現在の被保険者の年齢構成をみると、男子は35～39歳の割合が最も高く、女子は25～29歳の割合が最も高い。平均年齢は、前年度末に比べ男女共にやや高くなっている。

図3 厚生年金保険被保険者の年齢構成（平成22年度末）



- 標準報酬月額 averages, as of the end of Heisei 22, are 306,000 yen (men 347,000 yen, women 230,000 yen) and have increased 0.5% from the end of the previous year. On the other hand, the annual average for Heisei 22 is 305,000 yen (men 346,000 yen, women 229,000 yen) and has decreased 0.5% from the previous year.
- The average amount of the standard benefit per payment is 423,000 yen (men 492,000 yen, women 288,000 yen) in Heisei 22, an increase of 1.1% from the previous year.
- The average standard benefit per person (total benefit base × annual amount) is 4306,000 yen (men 4927,000 yen, women 3174,000 yen) in Heisei 22. The standard benefit per person has increased, but the standard benefit per month has decreased, so the average standard benefit per person has decreased 0.1% from the previous year.

表4 厚生年金保険の標準報酬月額等の推移

		標準報酬月額の平均 (年度末現在)			標準報酬月額の平均 (年度平均)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成18年度	312,703	357,590	227,439	312,263	357,194	226,956
	19	312,258	356,657	229,030	311,600	356,104	228,232
	20	312,813	356,961	230,952	311,619	355,720	229,917
	21	304,173	345,163	228,710	306,172	348,075	229,229
	22	305,715	347,212	229,876	304,554	345,808	229,314
伸び率 (%)	平成18年度	△ 0.2	△ 0.1	0.4	△ 0.1	△ 0.1	0.4
	19	△ 0.1	△ 0.3	0.7	△ 0.2	△ 0.3	0.6
	20	0.2	0.1	0.8	0.0	△ 0.1	0.7
	21	△ 2.8	△ 3.3	△ 1.0	△ 1.7	△ 2.1	△ 0.3
	22	0.5	0.6	0.5	△ 0.5	△ 0.7	0.0

		標準賞与額1回当たりの平均 (年度累計)			一人当たり標準報酬額 (総報酬ベース・年額)		
		総数	男子	女子	総数	男子	女子
実数 (円)	平成18年度	458,369	534,359	298,763	4,486,187	5,177,398	3,173,831
	19	459,726	536,151	300,677	4,469,524	5,155,647	3,184,220
	20	455,546	531,060	300,351	4,449,722	5,126,322	3,196,260
	21	418,698	485,937	285,032	4,309,754	4,935,076	3,161,527
	22	423,196	491,915	288,082	4,306,057	4,926,811	3,173,920
伸び率 (%)	平成18年度	1.3	1.3	1.4	△ 0.1	△ 0.0	0.2
	19	0.3	0.3	0.6	△ 0.4	△ 0.4	0.3
	20	△ 0.9	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.4	△ 0.6	0.4
	21	△ 8.1	△ 8.5	△ 5.1	△ 3.1	△ 3.7	△ 1.1
	22	1.1	1.2	1.1	△ 0.1	△ 0.2	0.4

注1. 男子には船員・坑内員を含む。

2. 標準報酬月額の平均の年度平均は、標準報酬月額年度累計を、各年4月から翌年3月までの被保険者数の合計で割ったものである。

3. 一人当たり標準報酬額は、標準報酬月額年度累計と標準賞与額年度累計の合計を、各年4月から翌年3月までの平均被保険者数で割ったものである。

(2) 給付状況

- 平成22年度末における厚生年金保険の受給者数は、前年度末に比べ129万人（4.6%）増加し、2,943万人となっている。うち、老齢年金の受給者数は1,340万人である。

表5 厚生年金保険受給者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成18年度	2,404	1,123	817	36	428
19	2,523	1,172	873	36	441
20	2,668	1,229	948	36	455
21	2,814	1,289	1,022	37	466
22	2,943	1,340	1,085	38	481

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 受給者の平均年金月額をみると、平成22年度末現在では老齢年金で15万3千円となっている。

表6 厚生年金保険受給者平均年金月額の推移

（年度末現在、単位：円）

	老齢年金	（再掲）		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成18年度	165,211	171,523	83,194	57,277	105,475	89,276
19	161,059	169,553	83,576	56,860	105,595	89,129
20	158,806	167,618	83,526	56,710	105,703	88,874
21	156,692	167,338	78,571	56,038	105,733	88,691
22	153,344	165,455	80,748	55,500	105,559	88,607

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外（老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者）をいう。
3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。
5. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。

- 平成22年度末における厚生年金保険の受給権者数は、前年度末に比べ140万人(4.6%)増加し、3,198万人となっている。うち、老齢年金の受給権者数は1,441万人である。

表7 厚生年金保険受給権者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族給付
平成18年度	2,616	1,198	903	50	464
19	2,750	1,260	963	51	477
20	2,907	1,324	1,041	52	491
21	3,058	1,385	1,118	52	502
22	3,198	1,441	1,186	54	517

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 遺族給付には、通算遺族年金を含む。

- 受給権者の平均年金月額をみると、平成22年度末現在では老齢年金で15万円となっている。

表8 厚生年金保険受給権者平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老齢年金	(再掲)		通算老齢年金	障害年金	遺族年金
		基礎または 定額あり	基礎及び 定額なし			
平成18年度	162,301	168,859	88,090	56,960	101,669	86,489
19	157,657	166,795	88,701	56,465	101,513	86,387
20	155,345	164,964	88,887	56,243	101,323	86,172
21	153,414	164,911	83,558	55,525	101,061	86,009
22	150,034	163,005	85,244	54,944	100,716	85,919

- 注1. 新法老齢厚生年金のうち、旧法の老齢年金に相当するものは「老齢年金」に、それ以外のものは「通算老齢年金」に計上している。新法退職共済年金についても同様。
2. 「基礎または定額あり」とは、老齢基礎年金または特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給している者をいい、「基礎及び定額なし」とは、新法のうち、上記以外(老齢基礎年金及び特別支給の老齢厚生年金の定額部分を受給していない者)をいう。
3. 遺族年金には、通算遺族年金を含まない。
4. 平均年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。
5. 60歳以上65歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成13年度から、女子については平成18年度から段階的に引き上げられている。

- 平成 22 年度における新規裁定の老齢年金受給権者数は 88 万 4 千人であり、前年度に比べ 5 千人（0.5%）減少している。
- 平成 22 年度における新規裁定の老齢年金受給権者の平均年金月額 は 8 万 4 千円である。
- 平成 22 年度における新規裁定の老齢年金受給者数は 62 万人であり、前年度に比べ 4 千人（0.6%）増加している。
- 平成 22 年度における新規裁定の老齢年金受給者の平均年金月額は 7 万 7 千円である。

表 9 厚生年金保険老齢年金受給権者・受給者の新規裁定状況

（単位：万人、円）

	受給権者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成18年度	70.1	87,376	42.1	73,587
19	87.8	87,532	59.5	79,522
20	91.7	86,964	62.6	79,417
21	88.9	86,102	61.6	78,900
22	88.4	84,339	62.0	76,828

- 注 1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。
2. 平均年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。
3. 60 歳以上 65 歳未満の者に支給される特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が、男子については平成 13 年度から、女子については平成 18 年度から段階的に引き上げられている。

- 男子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成13年度から段階的に引き上げられていることにより、男子の老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成18年度は61歳までと62歳以降で、平成19年度から平成21年度は62歳までと63歳以降で、平成22年度は63歳までと64歳以降で大きな違いが見られ、平成22年度においては63歳で10万7千円、64歳で17万8千円となっている。

表10 厚生年金保険老齢年金受給権者（男子）の状況

(年度末現在)

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成18年度	36.9	33.4	43.8	50.3	48.7	610.1
19	45.2	48.2	34.9	45.1	50.9	640.2
20	43.8	60.1	50.0	36.3	45.8	671.9
21	41.7	58.6	62.4	51.5	37.0	698.9
22	40.2	57.4	60.7	63.9	52.3	713.0

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成18年度	105,733	108,556	183,176	187,979	188,546	197,007
19	102,371	104,169	109,287	184,747	186,996	195,817
20	101,234	102,047	105,095	180,203	183,619	194,533
21	99,791	101,648	103,509	174,579	181,423	193,393
22	97,681	100,120	102,773	106,520	177,823	192,323

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

- 女子については、特別支給の老齢厚生年金における定額部分の支給開始年齢が平成18年度から段階的に引き上げられていることにより、老齢年金受給権者の平均年金月額の水準には、平成18年度から平成20年度は60歳までと61歳以降で、平成21年度以降は61歳までと62歳以降で大きな違いが見られ、平成22年度においては61歳で4万7千円、62歳で9万8千円となっている。

表11 厚生年金保険老齢年金受給権者（女子）の状況

(年度末現在)

	受給権者数（万人）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成18年度	14.0	13.1	17.0	19.2	18.5	293.5
19	17.6	18.7	13.4	17.3	19.5	308.5
20	17.2	23.6	19.3	13.7	17.6	324.2
21	16.3	22.9	24.4	19.7	13.9	338.1
22	16.1	22.4	23.8	24.9	20.0	346.8

	平均年金月額（円）					
	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳以上
平成18年度	44,016	100,439	98,506	97,128	95,650	112,033
19	44,455	95,271	97,666	95,987	94,997	111,888
20	45,578	97,961	95,471	95,043	93,837	111,760
21	46,083	46,369	97,476	93,692	93,307	111,681
22	46,733	47,035	98,422	96,132	92,533	111,670

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 「60歳」には60歳未満の者を含む。

3. 平均年金月額には、基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

- 平成 22 年度末現在の在職者の老齢給付（老齢年金及び通算老齢年金）の受給権者数は 297 万人となっており、前年度末に比べ 24 万人（8.9%）の増加となっている。

表12 在職者にかかる厚生年金保険老齢給付の状況

（年度末現在、単位：万人）

	受給権者数			受給者数		
	総数	男子	女子	総数	男子	女子
平成18年度	189.9 (60.9)	139.2 (44.2)	50.7 (16.6)	150.1 (59.1)	107.2 (44.0)	42.8 (15.1)
19	223.8 (72.0)	163.5 (52.1)	60.4 (19.8)	172.7 (70.2)	121.6 (51.9)	51.1 (18.4)
20	255.6 (83.2)	185.3 (60.1)	70.3 (23.1)	197.6 (81.6)	137.6 (59.8)	60.1 (21.8)
21	272.6 (88.6)	195.5 (63.5)	77.1 (25.1)	216.0 (87.1)	150.0 (63.3)	65.9 (23.9)
22	296.7 (91.7)	211.7 (65.5)	85.0 (26.2)	233.8 (90.4)	161.0 (65.3)	72.9 (25.1)

注1. 在職者とは、①厚生年金保険の被保険者

②適用事業所に使用される70歳以上の者

である老齢年金給付の受給権者及び受給者である。

2. ()内の数値は、60歳台後半の老齢厚生年金受給権者数及び受給者数（旧共済を除く。）である。なお、平成19年度以降は70歳以上の者（昭和12年4月2日以降生まれの者に限る。）を含む。

(3) 収支状況

- 平成22年度決算における厚生年金保険の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が31兆9千億円、実質的な支出が38兆円となっており、収支差引残は6兆円の不足となっている。

表 13 厚生年金保険の実質的な収支状況

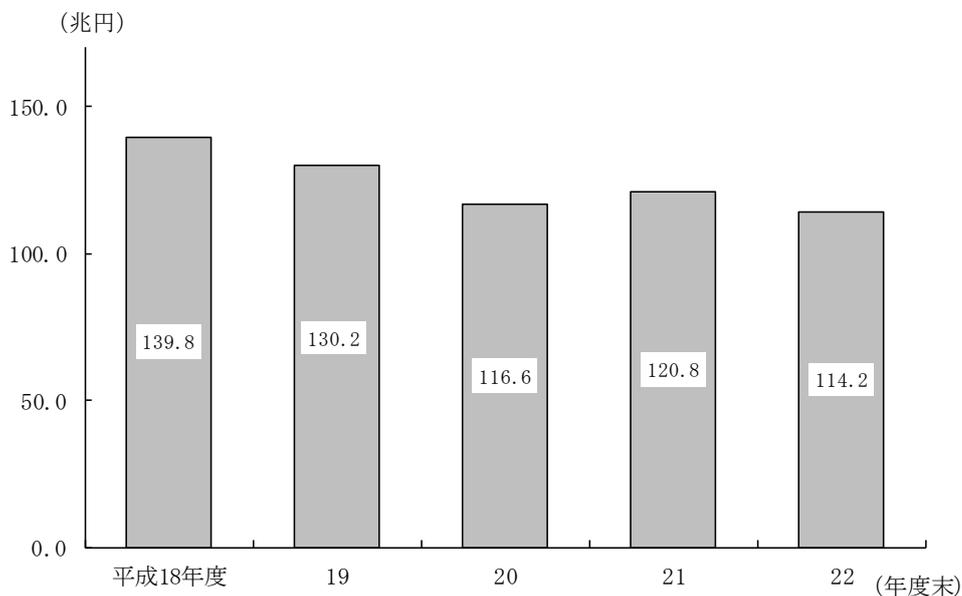
(単位：億円)

	収入合計 (実質)	(再掲)		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成18年度	297,954	209,835	48,285	320,994	△ 23,040
19	299,463	219,691	51,659	329,875	△ 30,412
20	309,480	226,905	54,323	339,860	△ 30,380
21	320,463	222,409	77,983	365,599	△ 45,136
22	319,356	227,252	84,326	379,804	△ 60,448

注 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

- 平成22年度末現在の厚生年金保険の積立金は114兆2千億円(時価ベース)となっている。

図 4 厚生年金保険の積立金の推移(年金特別会計厚生年金勘定)(時価ベース)



注1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成13年4月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金(平成18年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。)に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成20年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表13の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成18年度3.10%、平成19年度△3.54%、平成20年度△6.83%、平成21年度7.54%、平成22年度△0.26%である。

(出所：「平成22年度 年金積立金運用報告書」)

Ⅲ. 国民年金

(1) 適用状況（第1号被保険者及び第3号被保険者）

- 平成22年度末現在の第1号被保険者数（任意加入被保険者を含む。）は1,938万人となっており、前年度末に比べて47万人（2.4%）減少している。男女別にみると、男子は992万人（対前年度末比22万人、2.2%減）、女子は947万人（対前年度末比25万人、2.6%減）となっている。
- 平成22年度末現在の第3号被保険者数は1,005万人となっており、前年度末に比べて16万人（1.6%）減少している。男女別にみると、男子は11万人（対前年度末比0.4万人、3.6%増）、女子は993万人（対前年度末比17万人、1.7%減）となっている。

表14 国民年金被保険者数の推移

（年度末現在、単位：万人）

	第1号被保険者							第3号被保険者		
	総数	男子	女子	任意加入被保険者				総数	男子	女子
				総数	60歳未満	60～64歳	65歳以上			
平成18年度	2,123	1,070	1,053	32	5	26	1	1,079	10	1,069
19	2,035	1,029	1,006	34	5	28	1	1,063	10	1,053
20	2,001	1,017	984	35	5	28	1	1,044	10	1,033
21	1,985	1,014	972	34	5	28	1	1,021	11	1,010
22	1,938	992	947	34	5	29	1	1,005	11	993

- 平成22年度末の保険料全額免除者数は551万人となっている。全額免除割合は29.0%と、前年度末に比べて1.5ポイント上昇している。
平成22年度末の申請一部免除者数は44万人となっている。申請一部免除割合は2.3%と、前年度末に比べて0.1ポイント低下している。

表15 国民年金保険料全額免除被保険者・一部免除被保険者数の推移

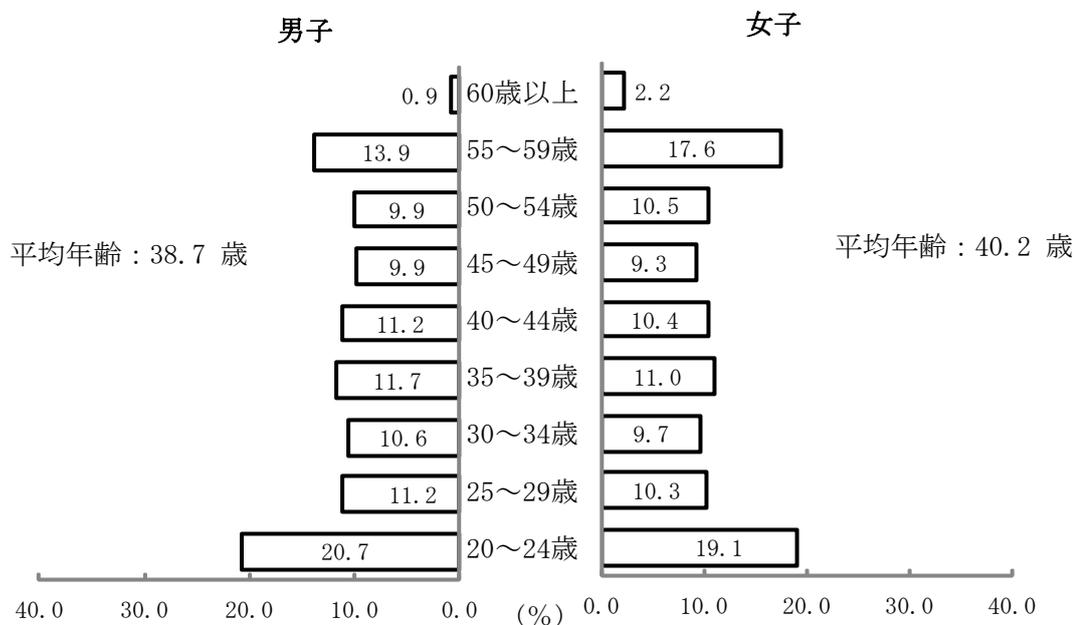
（年度末現在、単位：万人、%）

	全額免除者数（万人）						申請一部免除者数（万人）				
	合計		法定免除	申請免除（全額）	学生納付特例	若年者納付猶予	合計		3/4免除	半額免除	1/4免除
	人数	割合					人数	割合			
平成18年度	528	(25.3)	114	207	170	37	56	(2.7)	26	21	8
19	517	(25.8)	113	202	166	37	54	(2.7)	27	19	8
20	521	(26.5)	114	204	165	37	52	(2.6)	27	17	8
21	535	(27.4)	120	215	163	37	47	(2.4)	25	16	7
22	551	(29.0)	126	221	166	38	44	(2.3)	24	14	6

注 「全額免除割合」及び「申請一部免除割合」は、国民年金第1号被保険者（任意加入被保険者を除く。）に占める割合（%）である。

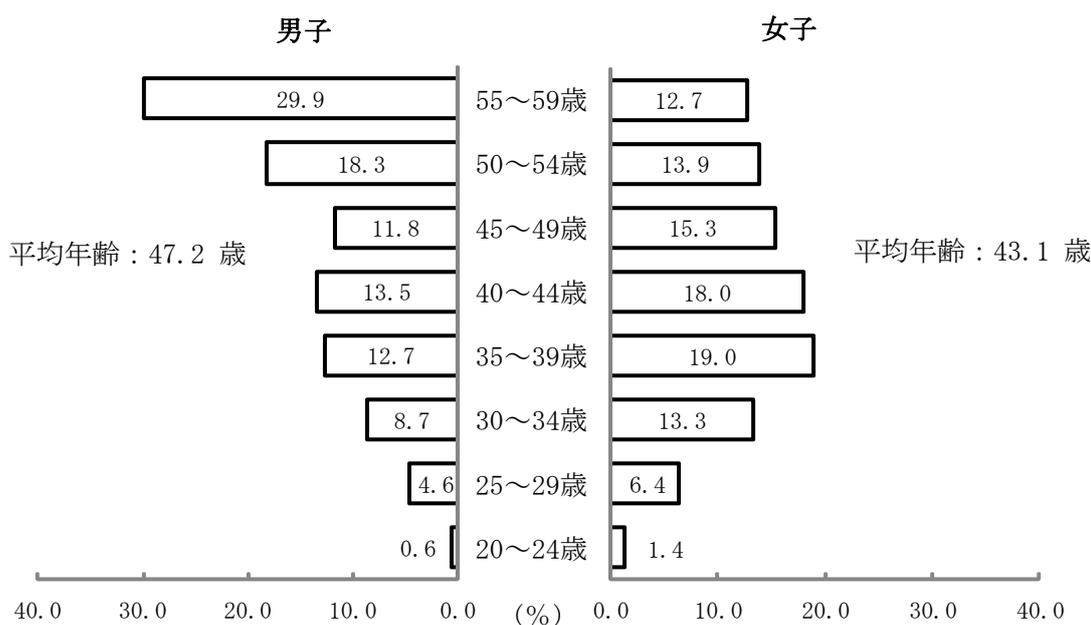
○ 平成22年度末現在の国民年金被保険者の年齢構成をみると、第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。）では、男女共に20～24歳の割合が最も高く、次いで55～59歳の割合が高くなっている。また、第3号被保険者では、男子は55～59歳、女子は35～39歳の割合が高くなっている。第1号被保険者の平均年齢は、前年度末に比べ男女共にやや低くなっている。

図5 国民年金第1号被保険者の年齢構成（平成22年度末）



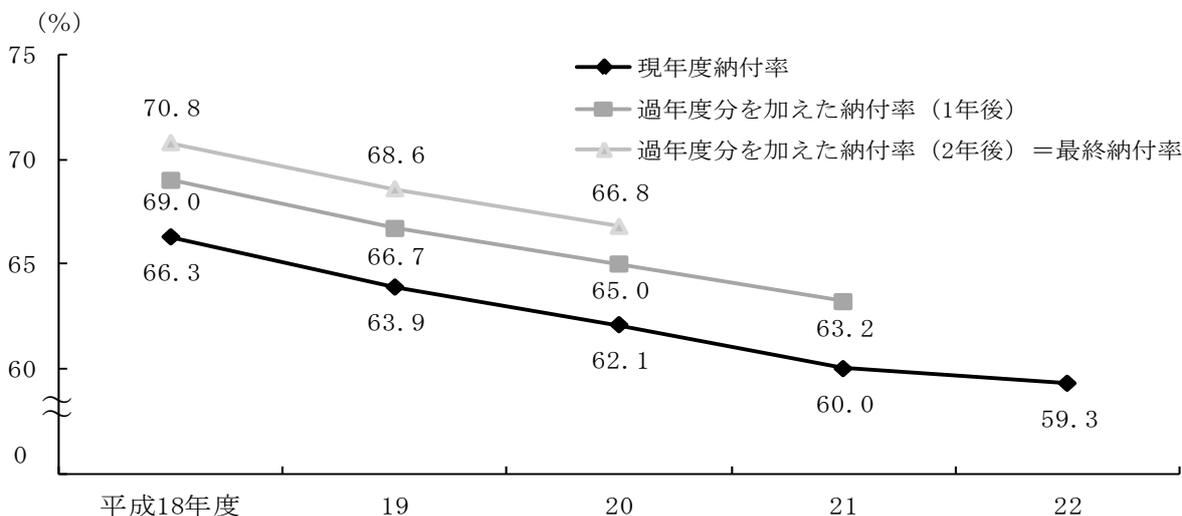
注 「国民年金第1号被保険者」には、任意加入被保険者を含む。

図6 国民年金第3号被保険者の年齢構成（平成22年度末）



- 平成22年度における国民年金保険料の現年度納付率は59.3%であり、前年度より0.7ポイント低下している。また、平成22年度までに過年度分として納付された保険料を加えた平成20年度の最終納付率は66.8%となっている。

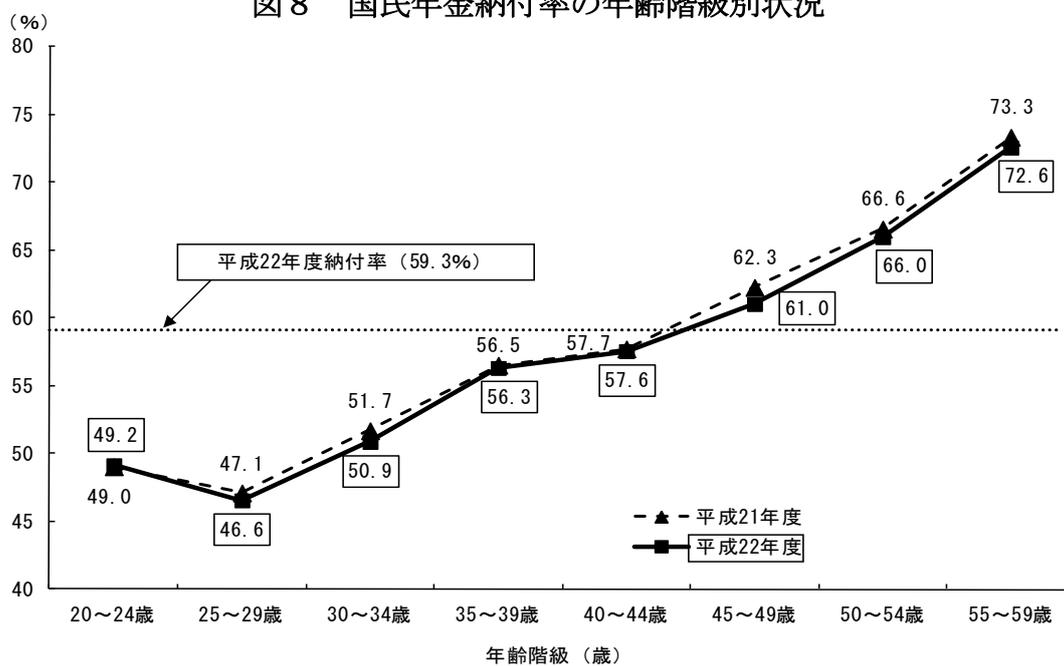
図7 国民年金納付率の推移



- 注1. 各年度における「現年度納付率」とは当該年度中に納付された当該年度分保険料の納付率である。納付率とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。
2. 保険料は過去2年分の納付が可能であり（過年度納付）、各年度における「過年度納付率（1年後）」とは翌年度までに、同じく「過年度納付率（2年後）」とは翌々年度までに納付された当該年度分保険料の納付率である。

- 年齢階級別（20歳～59歳）に平成22年度の納付率を平成21年度と比較すると、20～24歳は納付率がやや上昇しているものの、それ以外の年齢階級においては、納付率が低下している。

図8 国民年金納付率の年齢階級別状況



(2) 給付状況

- 平成22年度末現在における国民年金受給者数は前年度末に比べ56万人（2.0%）増加し、2,834万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給者数は、1,092万人となっている。

注 「国民年金受給者」とは、旧法国民年金の受給者と新法基礎年金の受給者の合計であり、基礎年金受給者には被用者年金を上乗せして受給している者を含む。

表 16 国民年金受給者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成18年度	2,497 (1,187)	2,186 (903)	139 (139)	158 (140)	13 (5)
19	2,593 (1,174)	2,287 (895)	131 (131)	161 (142)	13 (5)
20	2,695 (1,151)	2,393 (876)	125 (125)	165 (144)	12 (5)
21	2,779 (1,122)	2,481 (853)	117 (117)	168 (147)	12 (5)
22	2,834 (1,092)	2,542 (829)	108 (108)	172 (149)	12 (5)

注 ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 国民年金受給者の老齢年金の平均年金月額は、平成22年度末現在で5万5千円となっている。基礎のみ・旧国年の受給者については4万9千円となっている。また、平成22年度新規裁定者は、4万9千円となっている。

表 17 国民年金受給者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老 齢		通算老齢	障 害	遺 族
		新規裁定			
平成18年度	53,249 (47,587)	52,914 (53,796)	18,232 (18,232)	74,400 (74,618)	82,232 (69,866)
19	53,602 (48,057)	48,586 (53,156)	18,325 (18,325)	74,282 (74,509)	81,844 (69,210)
20	53,992 (48,507)	48,922 (53,469)	18,275 (18,275)	74,172 (74,409)	81,675 (68,817)
21	54,320 (48,992)	49,164 (53,829)	18,321 (18,321)	74,060 (74,303)	81,254 (68,055)
22	54,596 (49,371)	49,191 (53,882)	18,432 (18,432)	73,936 (74,185)	80,781 (67,002)

注 ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給者をいう。

- 平成 22 年度末における国民年金受給権者数は、前年度末に比べ 57 万人 (2.0%) 増加し、2,886 万人となっている。そのうち、基礎のみ・旧国年の受給権者数は、1,114 万人となっている。

表 18 国民年金受給権者数の推移

(年度末現在、単位：万人)

	総数	老齢年金	通算老齢年金	障害年金	遺族年金
平成18年度	2,542 (1,210)	2,201 (910)	140 (140)	169 (149)	32 (13)
19	2,639 (1,197)	2,303 (902)	132 (132)	173 (151)	31 (12)
20	2,743 (1,174)	2,411 (883)	125 (125)	176 (154)	30 (12)
21	2,829 (1,145)	2,501 (859)	118 (118)	180 (156)	29 (11)
22	2,886 (1,114)	2,564 (835)	109 (109)	184 (159)	29 (11)

注 ()内は、基礎のみ・旧国年の受給者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

- 国民年金受給権者の老齢年金の平均年金月額は、平成 22 年度末現在で 5 万 5 千円となっている。基礎のみ・旧国年の受給権者については 4 万 9 千円となっている。また、平成 22 年度新規裁定者は、4 万 9 千円となっている。

表 19 国民年金受給権者の平均年金月額の推移

(年度末現在、単位：円)

	老 齢		通算老齢	障 害	遺 族
		新規裁定			
平成18年度	53,202 (47,525)	52,947 (53,827)	18,229 (18,229)	74,113 (74,381)	61,603 (55,372)
19	53,552 (47,993)	48,602 (53,166)	18,321 (18,321)	73,995 (74,270)	61,647 (55,345)
20	53,936 (48,440)	48,921 (53,473)	18,271 (18,271)	73,882 (74,165)	61,720 (55,442)
21	54,258 (48,850)	49,170 (53,839)	18,317 (18,317)	73,768 (74,053)	61,810 (55,461)
22	54,529 (49,296)	49,192 (53,883)	18,427 (18,427)	73,642 (73,933)	61,786 (55,291)

注 ()内は、基礎のみ・旧国年の受給権者について再掲したものである。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

- 老齢基礎年金の受給者数は、平成 22 年度末現在で 2,359 万人となっており、平均年金月額については5万6千円となっている。

表20 老齢基礎年金受給者状況の推移

(年度末現在、単位：万人、円)

	総 数		本 来		繰 上 げ		繰 下 げ	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
平成18年度	1,913	55,222	1,565	58,170	329	39,981	18	77,369
19	2,037	55,317	1,674	58,100	342	40,252	22	77,942
20	2,166	55,477	1,787	58,083	354	40,692	25	78,645
21	2,275	55,615	1,883	58,092	365	41,060	27	79,368
22	2,359	55,711	1,953	58,084	376	41,330	31	81,018

- 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）の受給権者についてみると、老齢年金の繰上げ受給率は、平成22年度末現在では42.9%となっており、年々低下している。また、平成22年度新規裁定者では26.9%となっている。

表 21 国民年金老齢年金の繰上げ受給率の推移

(年度末現在、単位：人、%)

年 度	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		受給者数	受給率	受給者数	受給率	受給者数	受給率
平成18年度	9,017,684	4,275,301	47.4	4,655,978	51.6	86,405	1.0
19	8,956,677	4,138,828	46.2	4,726,056	52.8	91,793	1.0
20	8,777,593	3,951,407	45.0	4,731,306	53.9	94,880	1.1
21	8,550,449	3,754,257	43.9	4,699,702	55.0	96,490	1.1
22	8,321,663	3,567,506	42.9	4,654,347	55.9	99,810	1.2

(新規裁定、単位：人、%)

年 度	総 数	繰 上 げ		本 来		繰 下 げ	
		受給者数	受給率	受給者数	受給率	受給者数	受給率
平成18年度	298,993	58,849	19.7	232,697	77.8	7,447	2.5
19	271,770	62,129	22.9	202,650	74.6	6,991	2.6
20	264,039	58,184	22.0	199,574	75.6	6,281	2.4
21	231,764	52,737	22.8	173,629	74.9	5,398	2.3
22	206,846	55,648	26.9	145,044	70.1	6,154	3.0

注1. 基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）の受給権者を対象としている。ここで「基礎のみ」とは、厚生年金保険（旧共済組合を除く。）の受給権を有しない基礎年金受給権者をいう。

2. 「受給率」は、基礎のみ・旧国年（5年年金を除く。）受給権者総数に占める割合である。

(3) 収支状況

- 平成22年度決算における国民年金の収支状況は、基礎年金交付金等を控除した実質的な収入が3兆4千億円、実質的な支出が3兆1千億円となっており、その収支差引残は2,511億円の剰余が生じている。

表 22 国民年金の実質的な収支状況

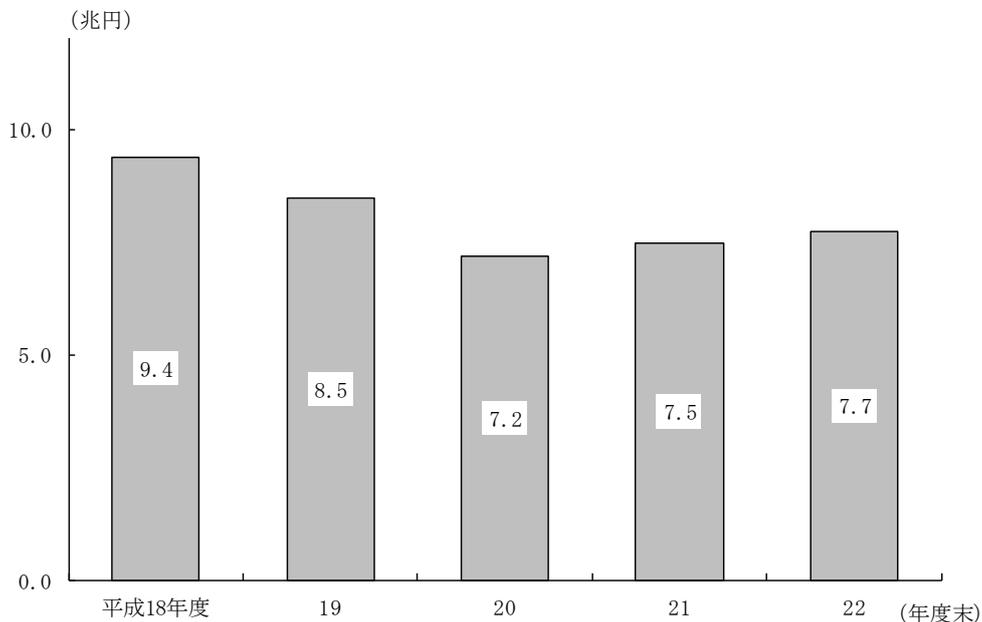
(単位：億円)

	収入合計 (実質)	(再掲)		支出合計 (実質)	収支差引残
		保険料収入	国庫負担		
平成18年度	39,228	19,038	17,971	43,082	△ 3,853
19	38,466	18,582	18,436	43,435	△ 4,968
20	37,545	17,470	18,558	43,317	△ 5,772
21	37,813	16,950	20,554	39,911	△ 2,098
22	34,010	16,717	16,898	31,498	2,511

注 収入(支出)合計は、決算における収入(支出)から基礎年金交付金等及び積立金からの受入を控除した額である。

- 平成22年度末現在の国民年金の積立金は7兆7千億円(時価ベース)となっている。

図 9 国民年金の積立金の推移(年金特別会計国民年金勘定)(時価ベース)



注 1. 年金積立金は、財政投融资改革により、平成 13 年 4 月に預託義務が廃止され、厚生労働大臣が直接年金積立金を年金資金運用基金(平成 18 年度より年金積立金管理運用独立行政法人。以下「運用独法」という。)に寄託して運用する仕組みとなった。

ただし、平成 20 年度までは、年金積立金の一部は財務省財政融資資金に引き続き預託されていた。

2. 本図における各年度の積立金の額とその前年度の積立金の額との差額は、表 22 の当該年度の収支差引残に、運用独法における市場運用分に係る当該年度の損益を加えた額となっている。

3. 財務省財政融資資金への預託分に運用独法の運用実績を合わせた積立金全体に係る運用利回りは、平成 18 年度 3.07%、平成 19 年度 △3.38%、平成 20 年度 △7.29%、平成 21 年度 7.48%、平成 22 年度 △0.25%である。

(出所：「平成 22 年度 年金積立金運用報告書」)

(参考資料1)

老齢年金都道府県別受給者数及び平均年金月額

(平成22年度末現在)

都道府県名	厚生年金保険		国民年金	
	受給者数	平均年金月額	受給者数	平均年金月額
	人	円	人	円
全 国	13,399,133	153,344	25,424,217	54,596
北海道	531,035	144,322	1,144,467	54,103
青 森	110,385	129,296	323,773	50,206
岩 手	134,392	131,160	324,867	53,612
宮 城	221,414	146,657	471,031	52,536
秋 田	116,900	128,732	294,957	52,008
山 形	134,409	129,701	302,882	53,136
福 島	216,941	133,929	453,389	52,888
茨 城	277,455	153,200	600,007	52,707
栃 木	197,156	146,818	409,852	52,766
群 馬	213,306	146,501	429,286	54,495
埼 玉	701,537	164,482	1,290,136	53,766
千 葉	603,981	169,420	1,156,522	54,187
東 京	1,112,995	169,669	2,202,118	54,261
神奈川	901,841	176,155	1,552,302	55,047
新 潟	302,618	137,168	550,799	55,184
富 山	164,627	143,223	250,058	58,079
石 川	145,716	141,497	236,880	57,259
福 井	113,366	137,339	173,459	57,166
山 梨	79,601	142,882	194,675	52,410
長 野	288,743	140,964	503,559	56,855
岐 阜	238,266	149,201	447,276	56,281
静 岡	476,569	150,435	796,781	56,118
愛 知	784,469	161,385	1,325,831	55,508
三 重	221,408	151,046	395,652	56,871
滋 賀	155,560	156,048	263,607	55,899
京 都	278,839	156,390	526,829	54,013
大 阪	910,334	160,342	1,626,213	53,316
兵 庫	621,923	164,241	1,101,309	54,890
奈 良	143,547	168,916	296,171	53,848
和 歌 山	103,852	149,201	243,050	52,069
鳥 取	76,502	130,600	131,816	56,752
島 根	99,589	131,417	178,461	57,095
岡 山	263,058	143,792	416,794	58,212
広 島	366,640	150,887	574,196	57,419
山 口	201,404	149,902	343,459	57,338
徳 島	92,401	130,685	178,856	53,552
香 川	134,151	141,692	219,116	58,345
愛 媛	168,988	138,865	332,339	55,040
高 知	88,784	132,691	187,806	53,534
福 岡	533,088	147,504	923,196	54,368
佐 賀	87,269	133,354	182,584	56,111
長 崎	140,589	142,025	315,278	53,236
熊 本	173,223	131,118	404,174	54,511
大 分	128,790	135,470	273,823	53,344
宮 崎	112,988	126,976	251,740	55,530
鹿 児 島	156,748	131,249	387,732	54,995
沖 縄	63,934	132,419	218,134	52,974
その他	7,802	141,995	16,975	29,741

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

3. 国民年金は旧法国民年金老齢年金受給者と新法老齢基礎年金の受給者の合計であり、老齢基礎年金受給者は被用者年金が上乗せされている者を含む。

(参考資料2)

年齢別 老齢年金受給権者数及び平均年金月額

(平成22年度末現在)

年 齢	厚生年金保険		国民年金	
	受給権者数	平均年金月額	受給権者数	平均年金月額
合 計	14,413,316	150,034	25,641,594	54,529
59歳以下	4,105	167,470	.	.
60	558,335	82,498	71,782	36,524
61	797,411	85,235	125,067	35,994
62	844,999	101,548	156,548	34,393
63	887,314	103,609	188,169	36,132
64	722,915	154,180	160,798	35,111
小 計	3,810,974	105,807	702,364	35,526
65	506,268	163,636	1,048,525	56,631
66	660,969	163,166	1,427,383	56,665
67	732,662	162,924	1,598,954	56,320
68	695,384	162,178	1,524,531	56,133
69	720,734	160,753	1,591,335	55,921
小 計	3,316,017	162,453	7,190,728	56,306
70	649,154	161,963	1,464,627	57,614
71	567,166	162,492	1,291,255	57,525
72	517,179	163,735	1,185,698	57,395
73	568,743	163,949	1,334,335	57,429
74	522,391	165,096	1,264,583	57,077
小 計	2,824,633	163,373	6,540,498	57,415
75	514,103	166,502	1,273,299	56,964
76	452,653	167,080	1,164,612	56,759
77	416,007	166,932	1,103,231	56,396
78	404,934	168,623	1,108,644	55,955
79	357,582	170,697	1,005,998	55,443
小 計	2,145,279	167,807	5,655,784	56,343
80	337,850	174,819	888,192	55,572
81	298,557	177,281	790,696	54,835
82	278,594	177,807	747,213	53,897
83	240,769	179,427	655,577	53,035
84	217,872	180,187	604,969	52,087
小 計	1,373,642	177,619	3,686,647	54,051
85	190,439	176,757	253,666	45,792
86	155,120	173,231	223,873	43,992
87	128,003	168,611	205,490	42,355
88	101,765	163,751	182,750	40,901
89	83,756	159,987	164,896	39,793
小 計	659,083	170,206	1,030,675	42,889
90歳以上	279,583	151,088	834,898	35,446

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 厚生年金保険の平均年金月額は基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

3. 国民年金は旧法国民年金老齢年金受給権者と新法老齢基礎年金の受給権者の合計であり、老齢基礎年金受給権者には被用者年金が上乘せされている者を含む。

(参考資料3)

厚生年金保険 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成22年度末現在)

年金月額	合計	男子	女子
合計	人 14,413,316	人 9,873,839	人 4,539,477
万円以上 万円未満			
～ 1	215	94	121
1 ～ 2	16,040	753	15,287
2 ～ 3	106,095	9,734	96,361
3 ～ 4	143,950	50,099	93,851
4 ～ 5	170,029	97,825	72,204
5 ～ 6	262,683	136,738	125,945
6 ～ 7	390,760	180,507	210,253
7 ～ 8	626,295	231,087	395,208
8 ～ 9	904,574	281,091	623,483
9 ～ 10	999,268	333,425	665,843
10 ～ 11	991,261	395,041	596,220
11 ～ 12	899,895	449,814	450,081
12 ～ 13	804,453	482,427	322,026
13 ～ 14	709,182	480,735	228,447
14 ～ 15	619,870	451,119	168,751
15 ～ 16	576,394	451,351	125,043
16 ～ 17	591,604	497,207	94,397
17 ～ 18	628,706	558,608	70,098
18 ～ 19	666,863	614,879	51,984
19 ～ 20	692,823	653,694	39,129
20 ～ 21	701,244	671,791	29,453
21 ～ 22	677,730	655,921	21,809
22 ～ 23	609,520	593,478	16,042
23 ～ 24	506,557	495,336	11,221
24 ～ 25	379,215	371,824	7,391
25 ～ 26	263,724	259,164	4,560
26 ～ 27	181,479	179,359	2,120
27 ～ 28	121,306	120,332	974
28 ～ 29	76,688	76,252	436
29 ～ 30	42,289	42,057	232
30 ～	52,604	52,097	507
平均 (円)	150,034	171,291	103,797

注1. 新法老齢厚生年金については、旧法の老齢年金に相当するものを「老齢年金」としている。新法退職共済年金についても同様。

2. 平均年金月額は基礎年金月額を含むが、旧農林共済組合に係る基礎年金月額は含まない。

厚生年金保険における離婚等に伴う年金分割の状況

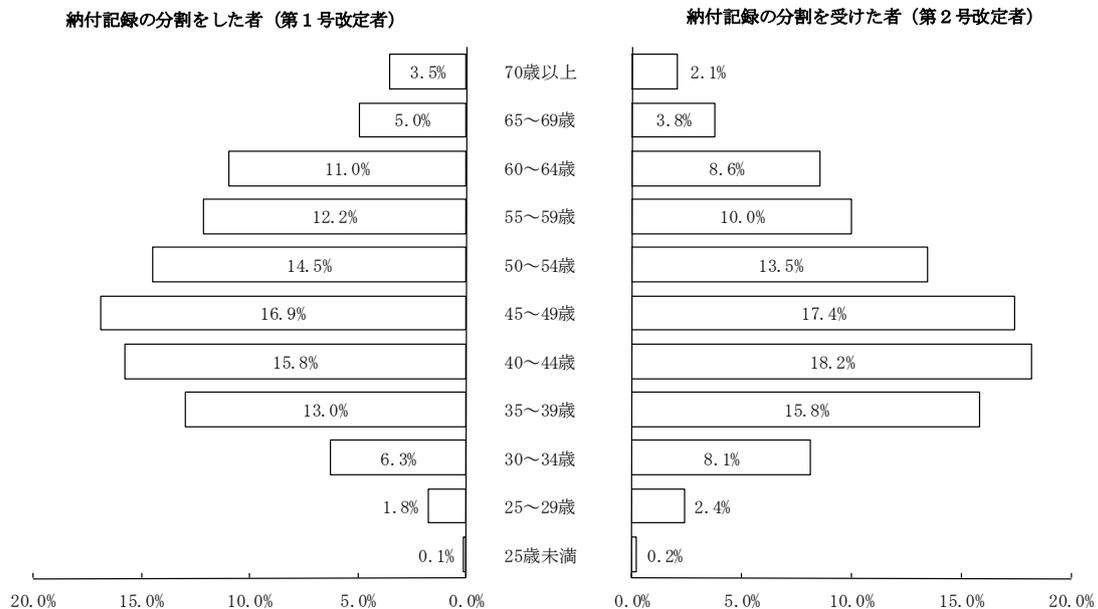
離婚等に伴う保険料納付記録分割件数

	総 数	離婚等に伴う保険料納付記録分割件数		(参考) 離婚数
		離婚分割	3号分割のみ	
平成20年度	13,105 件	13,072 件	33 件	256,515 組
平成21年度	15,004 件	14,850 件	154 件	257,472 組
平成22年度	18,674 件	18,282 件	392 件	250,599 組

- 注1. 離婚分割とは、離婚等をした場合に、当事者の合意又は裁判所の決定により、婚姻期間中の厚生年金の分割を行うことをいう。
- 注2. 3号分割とは、離婚等をした場合に、婚姻期間中（平成20年4月以後）の第3号被保険者期間に係る厚生年金の分割を行うことをいう。
- 注3. 上記、離婚分割の保険料納付記録分割件数には、離婚分割かつ3号分割を行った件数を含む。
- 注4. 離婚数は、「人口動態統計速報（平成23年3月分）」（厚生労働省大臣官房統計情報部）による年度累計である。

1. 離婚分割に係る状況

離婚分割改定者 年齢別状況（平成22年度）



離婚分割改定者 分割対象期間別状況

分割対象期間	以上 未満	5年 ～5年	10年 ～10年	15年 ～15年	20年 ～20年	25年 ～25年	30年 ～30年	35年 ～35年	40年～	
平成20年度		3.6%	11.6%	15.6%	15.4%	15.6%	13.6%	10.5%	8.1%	6.0%
平成21年度		3.9%	12.1%	16.4%	16.2%	15.6%	12.8%	10.3%	7.4%	5.3%
平成22年度		4.0%	12.7%	17.1%	17.5%	15.5%	12.9%	8.7%	6.8%	4.8%

注. 3号分割に係る期間を含まない。

離婚分割改定者 按分割合別状況

按分割合	以上 未満	～10%	10% ～20%	20% ～30%	30% ～40%	40% ～50%	50%
平成20年度		0.1%	0.1%	0.7%	2.0%	3.3%	93.8%
平成21年度		0.0%	0.2%	0.7%	2.0%	3.1%	94.0%
平成22年度		0.0%	0.1%	0.6%	1.7%	3.0%	94.5%

注. 3号分割に係る割合を含まない。

離婚分割改定者 受給権者の分割改定前後の平均年金月額状況

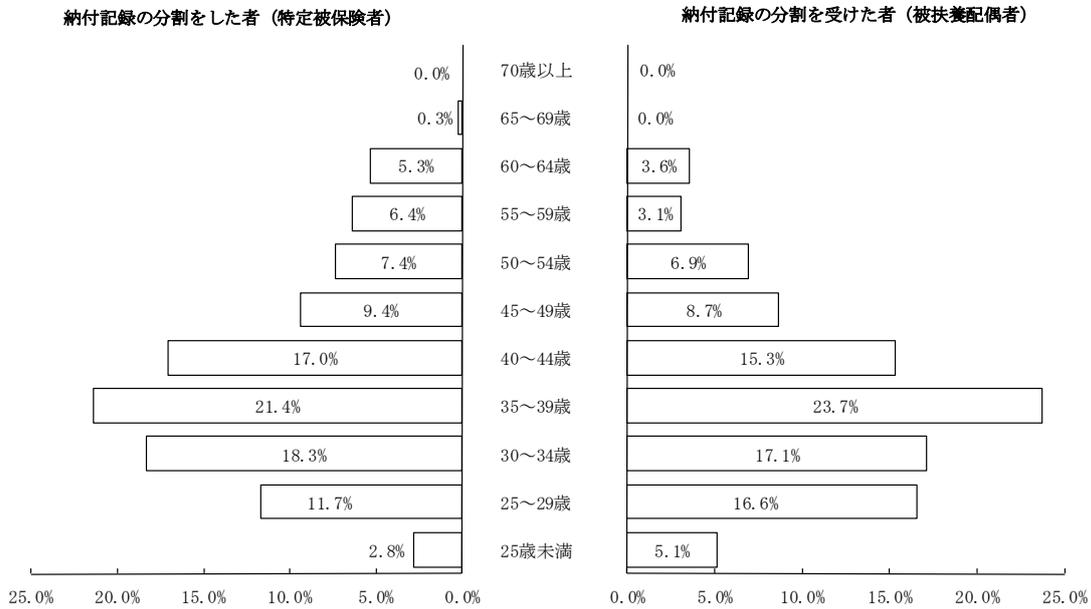
	第1号改定者				第2号改定者			
	件数 (人)	平均年金月額(円)			件数 (人)	平均年金月額(円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成20年度	2,515	154,757	120,049	△ 34,708	1,813	48,712	82,966	34,254
平成21年度	3,099	146,980	115,626	△ 31,353	2,199	49,185	80,523	31,337
平成22年度	3,354	144,425	110,896	△ 33,529	2,336	46,054	79,679	33,625

注1. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

注2. 3号分割に係る改定額を含む。

2. 3号分割のみの年金分割に係る状況

3号分割のみ改定者 年齢別状況（平成22年度）



3号分割のみ改定者 分割対象期間別状況

分割対象期間	以上 未満	1年	2年	
		～1年	～2年	～3年
平成20年度		100.0%		
平成21年度		35.7%	64.3%	
平成22年度		24.5%	36.2%	39.3%

3号分割のみ改定者 受給権者の分割改定前後の平均年金月額状況

	男 子				女 子			
	件数 (人)	平均年金月額 (円)			件数 (人)	平均年金月額 (円)		
		改定前	改定後	変動差		改定前	改定後	変動差
平成22年度	15	90,311	89,261	△ 1,050	10	17,067	17,879	812

注. 平均年金月額は、基礎年金が裁定されている場合には基礎年金月額を含む。

(参考資料5)

国民年金 都道府県別全額免除割合及び納付率（現年度分）

（年度末現在）

都道府県名	全 額 免 除 割 合		納 付 率（現年度分）	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
	%	%	%	%
全 国	27.4	29.0	60.0	59.3
北海道	34.9	36.6	58.8	58.2
青森	34.1	35.9	57.8	56.7
岩手	29.2	30.3	67.5	65.5
宮城	28.3	30.3	58.4	56.9
秋田	31.4	33.4	70.5	68.2
山形	27.1	28.6	70.7	69.4
福島	29.2	30.6	60.8	58.3
茨城	23.4	25.4	57.2	56.6
栃木	23.5	25.1	58.2	57.2
群馬	24.0	25.6	63.8	62.9
埼玉	21.2	22.9	56.7	56.5
千葉	20.8	22.7	58.1	58.1
東京	20.2	21.4	56.4	56.2
神奈川	21.3	22.8	59.5	58.9
新潟	27.0	28.6	72.0	70.8
富山	24.2	24.7	70.2	69.4
石川	27.1	28.1	70.3	68.7
福井	26.4	26.6	71.2	70.3
山梨	26.7	27.8	67.2	65.8
長野	25.0	26.0	69.2	68.6
岐阜	22.7	24.0	69.0	67.9
静岡	21.3	22.9	63.5	63.4
愛知	21.9	23.8	62.6	62.3
三重	24.7	25.2	66.7	65.7
滋賀	28.1	29.4	66.6	65.8
京都	32.8	35.0	61.5	61.0
大阪	31.5	33.7	50.7	50.5
兵庫	32.2	33.0	59.0	58.1
奈良	31.9	33.2	63.5	62.9
和歌山	33.8	35.5	68.6	67.7
鳥取	34.3	34.9	65.9	64.3
島根	32.1	33.2	72.4	70.8
岡山	30.2	33.1	61.6	62.0
広島	30.2	31.5	64.1	63.6
山口	32.8	33.4	67.1	65.5
徳島	35.3	36.9	62.6	62.0
香川	30.3	30.8	68.8	65.9
愛媛	37.1	37.3	68.3	66.2
高知	36.4	37.9	62.5	61.6
福岡	37.2	38.7	57.3	55.8
佐賀	32.7	33.5	63.9	62.6
長崎	33.7	36.0	56.4	55.8
熊本	31.4	34.8	60.3	60.5
大分	37.6	38.8	63.3	61.6
宮崎	35.0	38.1	59.3	59.2
鹿児島	37.8	39.3	57.6	57.0
沖縄	44.4	46.0	38.4	37.8

注1. 「全額免除割合」とは、全額免除者（法定免除者、申請（全額）免除者、学生納付特例者及び若年納付猶予者）が第1号被保険者（任意加入被保険者を除く。）に占める割合である。

2. 「納付率（現年度分）」とは、納付月数が納付対象月数に占める割合である。

納付対象月数とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数を含まない。）であり、納付月数はそのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

(参考資料6)

国民年金 男女別年金月額階級別老齢年金受給権者数

(平成22年度末)

年金月額	総数			基礎のみ・旧国年(再掲)		
	合計	男子	女子	合計	男子	女子
合計	人 25,641,594	人 11,119,834	人 14,521,760	人 8,321,663	人 1,967,595	人 6,354,068
万円以上 万円未満						
～ 1	129,880	11,323	118,557	52,215	1,607	50,608
1 ～ 2	347,546	61,870	285,676	145,184	12,075	133,109
2 ～ 3	1,125,342	230,055	895,287	609,574	68,866	540,708
3 ～ 4	3,520,103	780,505	2,739,598	2,106,191	364,506	1,741,685
4 ～ 5	3,558,750	958,169	2,600,581	1,380,600	305,184	1,075,416
5 ～ 6	4,739,308	1,747,002	2,992,306	1,416,689	305,103	1,111,586
6 ～ 7	10,799,279	6,927,161	3,872,118	2,057,165	764,960	1,292,205
7 ～	1,421,386	403,749	1,017,637	554,045	145,294	408,751
平均 (円)	54,529	59,320	50,860	49,355	54,311	47,821

注 「基礎のみ・旧国年(再掲)」とは、厚生年金保険(旧共済組合を除く。)の受給権を有しない老齢基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く。)の受給権者をいう。